

福岡県医師会第110号（総）

平成18年4月14日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 竹 嶋 康 弘



終末期医療における延命治療の差し控え及び中止の問題に関する
参考答申等について

標記の件につきまして、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

本件は、先般、富山県射水市の射水市民病院におけるがん終末期患者が呼吸装置を取り外され死亡したとの事案が発生したことに伴い、日本医師会としては、「生命倫理懇談会報告書」、「医事法関係検討委員会答申」、「医師の職業倫理指針」等を通じて現時点での終末期医療の考え方を示しており、その旨改めて会員への周知並びに終末期医療にあたっての慎重な対処を求めるものであります。

つきましては、本件についてご存知いただくとともに、貴会会員へご周知いただき、終末期医療についての慎重な対処につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、「生命倫理懇談会報告書」、「医事法関係検討委員会答申」、「医師の職業倫理指針」は、日本医師会ホームページに掲載されております。

記

1. 第IX次日本医師会生命倫理懇談会報告書

「『ふたたび終末期医療について』の報告」（平成18年2月）

アドレス：<http://www.med.or.jp/nichikara/seirin17.pdf>

2. 日本医師会医事法関係検討委員会答申

「終末期をめぐる法的諸問題について」（平成16年3月）

アドレス：<http://www.med.or.jp/japanese/members/iinkai/ijih15.html>

3. 「医師の職業倫理指針」（日本医師会 平成16年2月）

アドレス：<http://www.med.or.jp/nichikara/syokurin.pdf>

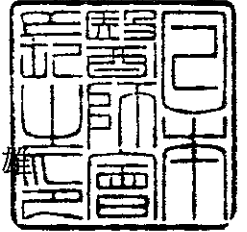
平成 18 年 3 月 29 日



都道府県医師会会長 殿

日本医師会

会長 植松 治雄



終末期医療における延命治療の差し控え及び中止の問題に関する
参考答申等の送付について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日本医師会の会務運営につきましては、平素から格別のご協力を賜り有難うございます。

さてこの度、富山県射水市の射水市民病院におけるがん終末期患者が、呼吸装置を取り外され死亡したとの事案が報道されたところであります。

終末期医療における延命治療、とりわけ呼吸装置装着による人工呼吸の差し控え及び中止をめぐることは、さまざまな議論があることはご承知の通りであります。現在のところ国による基準は示されておらず、法制化もなされておられません。

日本医師会としては、生命倫理懇談会報告書、医事法関係検討委員会答申、「医師の職業倫理指針」等を通じて現時点での考え方を示しておりますので、その旨を改めて会員にご通知いただき、終末期医療にあたっての慎重な対処をご指導いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、下記の添付資料 1.2.3.は、すでに貴会あて送付してございますが、改めてご送付申し上げます。また、日本医師会ホームページ：メンバーズルーム及び都道府県医師会宛文書管理システムに掲載しておりますことを申し添えます。

敬具

記

添付資料

- 1.第Ⅸ次日本医師会生命倫理懇談会報告書『ふたたび終末期医療について』の報告
(平成 18 年 2 月)
- 2.日本医師会医事法関係検討委員会答申「終末期医療をめぐる法的諸問題について」
(平成 16 年 3 月)
- 3.「医師の職業倫理指針」(日本医師会 平成 16 年 2 月)

